



第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理

計画の進行管理にあつては、湖南省役所の障がい福祉に係る主管課が所管するものとします。毎年度、決算・予算編成の時期を踏まえて、主要な事務事業の評価と予算への反映を行い、また、計画期末には、各年度の主要事業評価を踏まえた施策評価を行い、次期計画の策定に資するよう図るものとします。

適切な評価を行うため、障がい福祉主管課が評価資料を調整し、湖南省障がい者施策推進協議会に諮って、意見を求めるものとします。

湖南省障がい者施策推進協議会は、「たて・よこ・ななめにすき間なく」の考え方のもと、

- ・すべての行政分野での連携の促進
- ・市民・地域・事業者等のそれぞれの取り組みの促進
- ・協働による取り組みの充実

を図る観点から、総合的なまちづくりに資する意見を述べるものとします。

2. 甲賀福祉圏域（甲賀市・湖南省）での連携

甲賀地域障害児・者サービス調整会議において、計画の推進に係る圏域連携を調整していきます。

また、甲賀市・湖南省地域福祉人材確保事業推進協議会において、福祉人材の計画的な育成・確保に努めます。

【甲賀地域障害児・者サービス調整会議の目的と機能】

甲賀地域に居住する障がい児（者）に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推進するとともに、教育との連携強化を目的とする。

- ①訪問・相談活動を通じ、障がい児（者）のニーズの把握、各種サービスの充足状況および問題点の把握を行う。
- ②複合ニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定および関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等を行う。
- ③甲賀地域の障がい児（者）に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う。

3. 国・県との連携

今後も障がい者施策に関する制度改正等を踏まえ、国・県と連携しながら施策の展開を図っていきます。

